

処 分 基 準

平成27年 4 月 1 日作成

法 令 名	銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 例	第12条の 3
処 分 の 概 要	調査のための受診命令
原 権 者	埼玉県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第 4 条（許可）、同第 6 条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第 5 条第 1 項第 3 号～第 5 号（許可の基準）、同第 9 条の13第 1 項第 1 号（年少射撃資格の認定）、同第12条の 3
処 分 基 準	法第 4 条若しくは第 6 条の許可を受けた者又は同第 9 条の13の年少射撃資格の認定を受けた者が、法第 5 条第 1 項第 3 号～第 5 号に該当するかどうかを調査するため必要があると認めるときは、医師の診断を受けるべきことを命ずる。
問 合 せ 先	埼玉県警察本部生活安全部保安課
備 考	